

財務省告示第十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
 平成十八年十二月二十日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。
 平成十九年一月十日 財務大臣臨時代理
 國務大臣 柳澤 伯夫

一	名称及び記 号	利付国庫債券（二十年）（第三十 五回、第三十六回、第四十回、 第四十一回、第四十三回、第四 十六回、第四十八回及び第四十 九回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五条第 一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	利回り格差（第十七号）に規定す る利回りに応じた者が加算す る数値をいう。次に号において同 じ。を競争に付して行われる入 札による発行し、その応募額を順次 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当ててからその応募額を順次 額内金額で九百九十七億円
六	発行額	額内金額で九百九十七億円
七	払込金額	五千七十七億六千五百五十万円
八	最低額面金額	五千円

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成十八年十二月二十日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (第二十年五回)	三・三%	平成十九年三月十日	九十億円
利付国庫債券 (第三十年六回)	三・〇%	平成十九年九月十日	百六十億円
利付国庫債券 (第二十年六回)	二・三%	平成十九年三月二十日	六十二億円
利付国庫債券 (第二十年一回)	一・五%	平成十九年三月十日	三十六億円
利付国庫債券 (第二十年三回)	二・九%	平成十九年九月十日	五十億円
利付国庫債券 (第二十年六回)	二・二%	平成二十年六月十日	二百八十九億
利付国庫債券 (第二十年八回)	二・五%	平成二十年十一月二十日	五十億円
利付国庫債券 (第二十年九回)	二・一%	平成二十年三月十日	二百六十億